

◆六番（尾崎充典）（登壇） それでは、通算六度目、今期自身最後の一般質問をさせていただきます。昨年の六月が最後の予定でございましたが、先輩の格別の配慮により、質問の機会を与えていただきました。

今回は、児童虐待の防止と、奈良県経済の活性化の企業誘致、消費拡大に絞って質問をさせていただきたいと思っております。そして、今回の部局再編に伴い、こども・女性局への名称変更について要望をさせていただく予定でございます。

一点目は、児童虐待防止の取り組みについてお伺いいたします。

奈良県でも昨年三月、桜井市で、五歳児虐待死事件が起きました。まずは、亡くなった吉田智樹君のご冥福を改めてお祈りしたいと思います。奈良地方裁判所は、被告の母親の責任能力を認定、智樹ちゃんを人間扱いしていない、無慈悲で残酷な犯行と指摘し、去る二月十日に懲役九年六カ月の実刑判決を出されました。さらに昨日、夫に対して、妻と同じ懲役九年六カ月の実刑判決が出されました。黙認したり、追従することにも同じ罪があるというふうに私は感じました。この桜井市の事件は、子どもに十分な愛情や食事を与えず、育児放棄するネグレクトが死亡に至ってしまうという異様さが際立った事件となりました。

暴力による虐待の場合、子どもの悲鳴や保護者の大声などのサインがありますが、このネグレクトの問題点は虐待のサインがわかりにくいことであります。この裁判の裁判員の一人は、たび重なるご主人の裏切りでダメージを受ければ、私でもそういう気持ちになったかもしれないと語ったようです。つまり、この裁判員の方は、だれでも同じ条件下で子育てしていれば、虐待したかもしれないという可能性を示唆しました。ただ、この事件は不幸にも、虐待がエスカレートして、智樹君は餓死をしました。私は、たとえどんな理由があっても、この両親を許すことはできません。しかし、再発防止の観点からも、この両親を単純に悪と決めつけて終わらせてはいけな いと考えています。子どもへの虐待が死に至ってしまうという悲惨な事例は、全国で多発していますが、これらの事件の本質も確認することが大切です。私は常々、児童虐待は、悪い条件が重なればだれもが加害者になる可能性を秘めていると考えています。

今回の事件を例に、この母親が受けていたストレスを検証していきます。ストレスの一つ目は、夫が妻に内緒で夫の親族の借金の借り入れ名義人や保証人になっていたこと、また、妻に相談なしに転職をするなど、たび重なる夫の裏切りによりストレスを感じていました。二つ目、夫の親族の借金のために、経済的に困窮した生活状況に追い込まれていました。三つ目、夫の親族、特に姑との確執のためにストレスを感じていました。四つ目、父親の育児参加が大変少なく、さらに途中からは、夫との離婚問題をめぐり、実家からも距離を置くようになり、育児を一人で抱え込んできました。五つ目、智樹君を経済的な理由のために幼稚園に預けることができませんでした。六つ目、長女が生まれてから、智樹君の赤ちゃん返りなどの反応を、母親が自分に対する拒否反応と理解したり、智樹君の反応のしぐさや表情を、夫や夫の母とダブらせて受けとめ、さらにストレスを募らせていきました。七つ目、経済的な理由により、一間とロフトのみの狭い住宅に親子四人が暮らす状態を続けるしかありませんでした。などの悪い条件がありました。これは表面化されていることであって、それ以外にもあったかもしれません。この母親は、これらの条件が重なった時点で、智樹君だけを育児放棄し、結果、智樹君を死亡させてしまいました。橋本裁判長は、より過酷な状況でも、ストレスに耐えて養育する親もおり、虐待の防止策を検討することとは別だと判決理由に挙げていますが、まさにそのとおりだと思います。少ないストレスだ

けで育児ができなくなる人もいれば、多くのストレスが重なっても、立ち向かって育児をやり遂げることができる人もいることでしょう。

私は今からあえて、議場やテレビ、インターネットで見られているすべての人に問いかけをさせていただきます。皆様なら、この母親の受けたストレスの上に、あと幾つのストレスまで耐えることができますか。児童虐待は、だれもが加害者になる可能性を秘めています。奈良県のこども家庭相談センターの児童虐待の相談対応件数は、平成二十一年度において六百三十九件とあり、前年度より五・六%増加しています。それに加えて、市町村が対応された件数は九百六十一件で、これも前年度より三二・四%増加しています。虐待相談の内容については、県こども家庭相談センターでは身体的虐待が多く、市町村ではネグレクトが多くなっています。また、県と市町村、双方において、性的虐待、心理的虐待に関する相談も増加の一途をたどっているようです。

繰り返される悲惨な児童虐待事件を受けて、どんな理由であっても児童虐待を許してはならないという再認識のもとに、全国的に虐待防止の取り組みが見直されています。また、各自治体においては、虐待防止条例の制定などの取り組みが本格化しているところでもあります。和歌山県子どもを虐待から守る条例を調べてみました。この条例では、和歌山県知事が虐待防止策を推進するための基本的な計画を作成するとともに、毎年施策の実施状況を公表する義務が課せられています。そして、この基本計画策定に当たっては、和歌山県子どもを虐待から守る審議会の意見を聞くことになっています。また、大阪府の虐待防止条例も調べてみました。特徴として、虐待の通告を受けてから四十八時間以内に、子どもの安全確認を直接目視で確認しなければならないことが挙げられます。この四十八時間以内の安全確認については、厚生労働省による児童相談所運営指針においても望ましいとされていることを条例にして義務化した一歩前進の取り組みであります。また、立ち入りや質問、調査などの際には、警察及び市町村と連携することや、保護者以外の同居人に対して子どもの安全確認に協力しなければならない責務を課していることが大きな特徴です。さらに、通報を受けた児童相談所が施錠された部屋に入れなかった事例を受け、大阪府は、住宅管理業者などに協力を求めることを明確化しています。この条例の制定によって、どんな理由であっても、児童虐待は絶対に許してはならないという強いメッセージはもちろん、虐待の通報に迅速に対応すること、子どもの命を守ることを最重要視する大阪府の強い決意がうかがえます。

そこで、知事にお伺いいたします。昨年三月に起こった桜井市の児童虐待死事件以降、児童虐待の防止のために県としてどのような取り組みをされてきたのでしょうか、お答えください。

繰り返しになりますが、児童虐待というのは、だれにでも、どこでも起こってしまうことだと認識することが重要です。加えて、県も桜井市も、事件以前から児童虐待の防止に取り組まれていました。しかし、死亡事件が発生してからは、それまでの取り組みに何か足りないものがあったのではないかという認識が必要です。そして、その厳しい認識の上に、県のこども家庭相談センターが市町村や医療機関、警察とも連携強化して、緊急対応が可能な体制構築を急ぐべきだと考えています。さらに深刻な問題に、子ども自身が、虐待から逃げられない、訴えられない現実があります。DV家庭では、それをとめられない悲しい現実もあります。これは、子ども虐待全般に言えることですが、小中学生にもなったら、自分で逃げられるだろうとの見方は大きな間違いです。その世界しか知らずに育てられると、適切な判断能力がなくなってしまうことが多いよ

うです。

私は、ある方から、桜井市の事件に関する情報提供をいただきました。その方が桜井市の児童福祉課に、事件の経緯やその後の対応などを調査されたものです。それによると、この母親と智樹君が住んでいたアパートの管理会社に、下の住人からやかましいとの連絡があったにもかかわらず、通常のクレームとして扱われたことや、桜井市の乳幼児健診にほとんど連れてきておらず、市も未受診に対する訪問確認ができていなかったことなどの記述がありました。しかし、智樹君の死亡を受け、市は懸命な努力をされたようです。職員が、乳幼児健診の未受診者などの訪問確認の必要な百三十人に対して訪問を実行し、一カ月程度ですべての安全を確認されました。一方で、新たな虐待通報があった場合には、二人一組で子どもの安全確認に行くようになったようです。さらに、職員の意識も保護者の悩みを聞くためにとか、保護者が助けてほしいというシグナルを発信しているとらまえて行動するようになったようです。桜井市においては、近所や職場の方から通報が増え、事件後の半年間で昨年度の通報件数を上回ったとありました。地域の皆様の虐待に対するアンテナが敏感になった結果であると考えています。大変ありがたいことです。

そこで、こども家庭局長にお伺いいたします。仮の話として、桜井市の児童虐待死事件で、両親から、子どもに愛情が持てない、子どもを育てる気がしない、そんな内容の相談が仮にあれば、具体的にどのような対応が可能であったでしょうか。智樹君の命は救えましたか、お答えください。

二点目は、経済がよくなれば、児童虐待をはじめ多くの殺伐とした事件が減少するとの思いから、県の経済活性化施策の中から二点について質問をさせていただきます。

新年度の予算に、企業誘致の推進として、多くの施策が盛り込まれていますが、その中に企業立地促進補助事業があります。ポイントだけを説明しますと、大規模立地、中規模立地、県内企業の機能強化に分けて、工場または研究所の投資規模などの一定要件をクリアした企業に対して、固定資産投資額の五％から一〇％を補助するものであります。例えば中規模立地ですと、投資額五億円、南部は三億円以上で、雇用の規模や形態の要件を満たしていることが必要です。また、県内企業の機能強化の場合であれば、県内で二十年以上操業して、投資額十億円、中小企業は五億円以上で、雇用の規模や形態の要件を満たしていることが必要です。これらに対して、平成二十三年度では九億円の予算を組んでいるところであります。

中小企業の立地に力点を置くために、すべての補助要件のハードルをさらに下げることが提案させていただきます。

その理由の一つ目は、奈良県の企業誘致の実績では、中小企業の割合が九八％を占めています。中小企業の場合、県内外にかかわらず、五億円以上の固定資産投資をすることはなかなか困難ではないかと考えています。平成二十一年度では予算額九億円のうち執行額四千九百万円でした。何と執行率が五・四％にとどまっています。

理由の二つ目は、関西の中小企業は従業員を大切にするということです。奈良県の雇用を促進するためにも、大企業よりむしろ中小企業を立地するほうが効果が高いのではないかと考えるからです。リーマン・ショックのときにも、雇用を守り、企業一丸となって乗り切った中小企業が多くありました。もともと中小企業は、人が財産であり、人イコール企業力であるという意識と伝統が、関西企業に強くあると言われていています。実際に私の地元、香芝市内の先輩が経営する会社でも、リーマン・ショック直後の正月に年頭のあいさつで、売上げは落ちていて厳しいが、全

員の雇用は守ることを宣言されました。そして、この厳しい経済情勢の中、会社一丸となって乗り切り、何と翌年には新規採用を募集するところまで業績を回復されたようです。

理由の三つ目は、ハードルを下げて、この事業に応募が殺到すれば、奈良県の企業立地施策は人気が高いというわさを生む効果が期待できます。さらに、予算を集中して消化することにより、中小規模の工場の建設ラッシュを演出でき、地域の中 小工務店が一気に忙しくなり、県内の景気回復の点火剤になることが期待できます。

私のマニフェストにも記載していますが、NASAも注目する頭脳都市・東大阪をはじめ、県内外の優良な中小企業誘致に力を集中すべきであり、それが奈良県にふさわしい企業誘致であると考えています。もちろん、大企業誘致をおろそかにするわけではなく、それには個別に対応して、チャンスとなれば臨機応変に対応するとよいと考えています。

そこで、産業・雇用振興部長にお伺いいたします。本県の企業立地を推進するためには、企業立地促進補助金の補助要件のハードルを下げ、中小企業でもさらに活用しやすい制度にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、県内消費の拡大について質問します。

先日、奈良県の一帯当たりの県外消費割合が一五・九%であり、全国で一位である とわかりました。不名誉なことです。これは二つの意味で、奈良県を不幸にしています。一つ目は、単純に県内消費による経済効果が期待できないことです。私の試算では、仮に県外消費割合を全国平均並みの八・三%にすれば、推計で約八百六十億円の経済効果が期待できます。これはあくまで直接的な効果であり、二次的、三次的効果を含めると、はかり知れない経済効果が期待できます。二つ目は、県財政にとって重要な地方消費税が少なくなります。これも私の試算ですが、県外消費割合を全国平均並みにすれば、推計で七億円以上の増収が期待できます。財政の厳しい奈良県としては、ありがたい金額です。この話を聞いて、県民の皆様は、そうか、なるべく奈良県で買物せなあかんなあと感じていただけたことだと思います。しかし、皆様の志だけに頼ってはいは解決になりません。

そこで一つのアイデアを提案させていただきます。それは奈良県ポイントカードの発行です。既に民主党奈良ローカルマニフェストや、私の奈良の未来を守るアイデアの中にも述べさせていただいておりますが、奈良県内でお買物をしていただいた方に一定の奈良ポイントを付与し、ポイントがたまったら県内のお買物に使用できる仕組みです。年末の大抽せん会などの企画もできます。定着すれば、県民的イベントに発展する可能性があり、大みそかの夜に県民の皆様が奈良テレビの抽せん会中継に釘づけになるイメージです。また、新たにカードを発行するのも一案ですが、現在県民の皆様が既に持っておられるそれぞれのカードに、同時に奈良ポイントがたまっていくのが効率的です。

そこで、産業・雇用振興部長にお伺いいたします。奈良県ポイントカードを全県的に普及させていくことが県内消費の拡大には重要と考えています。県でも新年度予算において、既存のICカードを活用したまちなかポイントカードシステム構築事業が予定されているが、今後この事業をどのように展開されるのか、お答えください。

壇上から最後に、知事に要望させていただきます。

知事の提出議案説明の中に、女性の就労支援強化に向け、こども家庭局をこども・女性局に改称し、女性支援課を設置すると示されました。知事からは常々、私の女性力を生かした奈良県づ

くりの提案に対して積極的な答弁をいただき、さらに、平成二十三年度予算にも随所に反映していただいていると評価し、感謝をしているところであります。ところが、そんな知事の思いが県民に誤解されかねない部局の再編となっています。一見すると、男女共同参画課が廃止され、子どもと女性が一くりにされて、子ども・女性局となり、そこに女性支援課ができたという印象になってしまいました。知事の積極的な取り組みを評価いただいている人の中にも、戸惑っている方がおられます。知事が損をされておられるように思えて残念です。知事の真意が伝わるような部局再編を要望して、壇上での質問を終わります。(拍手)

◆六番(尾崎充典) ご答弁ありがとうございました。

企業誘致に関しましては、新しく新年度に組まれた予算、それを見据えて結果を検証していただいて、次年度にまた期待したいと思います。

奈良県ポイントカードについては、全県的に広まるような、そんな取り組みを、できましたら知事の斬新なアイデアを入れていただいて、県民イベントになれるような今後の展開を期待したいと思います。

児童虐待防止については、もう少し質問をさせていただきたいと思います。先ほど壇上で、子ども家庭局長に、仮の話として、子どもが育てられない趣旨の理不尽な相談があった場合に、どのように対応しますかということをお聞きしました。さすがに完璧な回答をいただきました。私は実はこれ、本意は、県民の皆様それぞれに聞いていただきたいかった内容でございます。例えば、教育現場であったり、警察関係者の皆様方に、さらには、虐待のすぐそばにいる地域の方にぜひ聞いてほしかったことでございます。例えば教育の現場において、子どもを育てる気がしないとの相談があれば、モンスターペアレントで解決していませんか。さらに、警察の窓口で同じ内容の質問があれば、迷惑相談ということで解決してしまっ ては何にもなりません。例えば、近所の友達、知人からそういう、子どもを育てたくないや、かわいくないやというような相談を受けたら、親としては最低だ、考えられない、腹が立つ程度で解決してはだめだと考えております。すべてが命を守る糸口であるという認識を持っていただきたいと思います。

そこで、知事に再質問でございます。児童虐待防止には、すべての県民の方々が子育て家庭を温かく見守る意識を持ち、子育て家庭への声かけ、お手伝いを行えるようなおせっかい運動の仕組みづくりが必要だと思います。意識を啓発するため、あるいはおせっかい運動の仕組みを根づかせるために、条例制定も一つ的手段と考えますが、県としてはどのような取り組みに力を入れていこうとしているのか、改めて伺いたいと思います。お願いします。

◆六番(尾崎充典) ありがとうございます。

条例をつくるのにこだわったのは、条例をつくること自体が目的ではなくて、条例をつくるのに二年ぐらいかかって、その策定段階で県民の皆様、それこそ毎週でも議会や執行部の皆さんが汗をかいて、保育所やそれぞれの現場に行って、市町村を回って啓発していくことが非常に大事だと。皆さんが今取り組んでおられる内容の多分半分も県民の皆様は理解していただけてないと思いましたが。今回質問に取り上げさせていただいたんですけれども、例えば、保育所などに子どもを預けておられる子育て真っ最中の現場の皆様にとっては、人ごとではないんです。しかしながら、その皆様の声を聞くツールがなかなかなくて、専門家と行政が汗をかいてつくってし

まうのではなくて、啓発の期間を長らく持って、周知徹底して皆様の意見を聞いていく、意見交換会も、議員ももちろん汗をかく必要があると思いますし、そういうような取り組みが必要。その一つに条例もあるのか と考えました。

最後になりましたが、虐待の背景は非常に複雑です。そのためには県民すべての大人が協力して、子どもの命だけは絶対に守るんだ、そのためには、できることは何でもする、そのような決意の確認をいたしまして、私の今期最後の質問を終わります。ありがとうございました。